## 承継届出書

届出が必要な場合 特定施設設置届出書等の届出を行なった者から特定施設の全て を譲り受け・借り受けた場合、又は相続・合併があった場合 但し、特定施設の部分的譲渡等は地位の承継には含まれない。 また法人の分割によって新たな法人に特定施設の一部が承継さ れた場合は、特定施設設置届出書による届出とする。

届 出 時 期 承継があった日から30日以内

届 出 先 苅田町役場 環境課 環境対策担当

届 出 書 様 式 承継届出書(様式第8)

添付書類。遅延理由書(届出時期を遅延している場合のみ)

提出部数正副2部

(1部は控えとして、受付・審査後に返却します。)

提 出 方 法 窓口に持参

(郵送による受付は行っていません。)

## 届出書記入にあたっての注意事項

- 1. ※印の欄には、記載しないこと。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3. 記入見本、記載例等を十分参照のこと。